

千葉県教育研究会理科教育部会 研究発表大会 発表規定（案）

2023/6/20

1. 発表について

（1）発表形式

プレゼンテーションソフト（PowerPoint, Keynote, Google Slide など）を利用した口頭発表とする。発表時の画面提示資料を以下でスライド資料と呼ぶ。

（2）発表時間

発表 15 分、質疑応答 10 分程度

ただし、別途実行委員会が定めるときは、この限りではない。

（3）発表内容

基本的に、発表者自身が行った教育実践を基にした研究とする。

（4）使用機器

会場設置の機器を除き、発表時に必要な機器は、原則として発表者が用意するものとする。実行委員会より利用についての案内がある。

（5）発表要旨

会録へ掲載する発表要旨（A4 判 1 枚）を、千理研事務局が定める書式にて実行委員会が定める期限までに提出する。

（6）発表補助資料

発表を補助するものとして、補助資料を用意する。事前に大会実行委員会にデータ提出を行う。（1人につき PDF 形式で 2 ファイルまで・合計 5 MB 以内とする。とりまとめ後、大会のパスワード付き web ページに掲載）

補助資料の例

- ・単元計画、展開指導案、ワークシート
- ・児童・生徒の記述・作品の抜粋（氏名等を伏せること）
- ・質問紙調査の結果
- ・スライド資料の縮刷
- ・発表内容に関する詳細な資料や論文としてまとめたものなど

（7）注意事項

① 児童・生徒の個人情報保護

要旨・補助資料を含め発表において、児童・生徒の氏名は伏せる。個人の区別の記載の必要がある場合は「児童 A」、「A児」、「男子児童 A」などとする。

写真・動画を用いる場合、児童・生徒の顔・氏名がはっきり判別できる状態にしない。必要であれば処理を施すこと。

② 著作権保護の徹底

著作権保護に留意すること。引用は最低限に止め、正しい方法で行うこと。(Cf.著作権の制限 第32条第1項 引用 を参照。)

Cf.著作権侵害となり得る例

- ×教科書の該当ページを、発表補助資料とする。
- ×生徒に配付した書籍を複製して作成した教材を、発表補助資料とする。

Cf.著作権の制限 第32条第1項 引用

引用（第32条第1項）22 他人の著作物を複製、口述などにより「引用」する場合の条件

- ① 公表された著作物であること ⇒非公表の日記などの引用は×
- ② 公正な慣行に合致する引用であること
 - 引用の「必然性」があること
 - 引用する部分が「明確に区別」されること
- ③ 引用の目的上「正当な範囲内」であること
 - 自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な「主従関係」があること
 - 引用する分量が必要最小限度の範囲内であること
- ④ 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）(48条1項1号, 3号)
- ⑤ 「翻訳」して引用することができる（47条の61項3号）

（8）その他

- ・参画者から想定される質問については、予め回答を用意しておくこと。

2. 上位大会発表者等の選考

発表者の中から、翌年度の関東大会・全国大会発表者（発表分担があるときのみ）、当年度の全中理「新しい理科の指導資料」の執筆者の選考を行う。

研究協議会後、司会者・指導助言者・千理研役員（・千理研事務局員）による予備選出を行い、その後、千理研役員によって本選出を行う。候補者・所属長には翌日以降に、各支部長を通じて、意思確認を行う。